第九条第一項第四号（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	
第九条第二項第二号の規定による文書による指示	
第九条第二項第三号の規定による文書による指示	
第九条第二項第四号（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	
第九条の二第四項の規定による文書による報告	
第十条第四項の規定による文書による報告	
第十一条第三項（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	
第十一条第四項（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	
第十二条第四項（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	
第十二条第五項（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	

別表第四医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の項を次のように改める。

医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項第五号（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による意見の陳述
	第五条第一項第三号（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による製造販売後調査等の結果の文書による報告
	第五条第三項（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による提供
	第七条第二項において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六条の規定による文書等の提出等
	第八条第一項第二号（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第八条第二項（第十二条において準用する場合を含む。）による文書による報告
	第九条第二号の規定による文書による報告
	第十条第三項第二号（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による指示
	第十条第四項（第十二条において準用する場合を含む。）による文書による報告

告示

○金融庁告示第八号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

一
許可番号　関東財務局長（銀代）第九号
銀行代理業者名　Ｔ＆Ｄフィナンシャル生命保険株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都港区芝公園二丁目四番一号
許可年月日　平成十九年二月十四日
所属銀行の商号　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
失効年月日　平成二十四年十二月二十八日

二
許可番号　近畿財務局長（銀代）第四十五号
銀行代理業者名　河村　典彦
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県美方郡香美町香住区下岡五百四十八番地の四
許可年月日　平成二十一年十二月二十八日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年七月二日

三
銀行代理業者名　小栗國次郎
主たる営業所又は事務所の所在地　静岡県浜松市浜北区内野台二丁目十二番十五号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年九月三日

四
銀行代理業者名　尾﨑　稜子
主たる営業所又は事務所の所在地　鳥取県八頭郡智頭町中原百十五番地二十一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年九月十五日

五
許可番号　近畿財務局長（銀代）第三十二号
銀行代理業者名　西山寛商事株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　京都府福知山市駅前町四十一番地の二
許可年月日　平成二十一年八月十三日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年九月十六日

六
銀行代理業者名　小野寺秀子
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県牡鹿郡女川町出島字出島百三十五番八
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年十月一日

七
銀行代理業者名　島本　重章
主たる営業所又は事務所の所在地　徳島県板野郡北島町新喜来字下竿一番地百三十七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年十月一日